

平成28年12月5日提出

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例

第1条中「市立高等学校、市立幼稚園、市立総合ビジネス専門学校、市立小学校及び市立中学校に勤務する職員」を「市立学校の教育職員」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）
- (2) 市立小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師
- (3) 市立中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師
- (4) 市立高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手

(5) 市立特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手

(6) 市立総合ビジネス専門学校の校長、教頭及び教員

第3条中「住居手当、通勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、教員特殊業務手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、教育業務連絡指導手当、特別支援教育担当手当及び学力検査手当」を「地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当」に改める。

第4条第2項各号を次のように改める。

(1) 教育職員給料表(1)(別表第2)

(2) 教育職員給料表(2)(別表第3)

第4条第3項中「格付し、前項の給料表により職員に給料を支給しなければ」を「格付しなければ」に改める。

第5条第4項中「教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が4級であるもの」を「職務の級が4級である職員」に改める。

第6条第1項中「住居手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当及び特別支援教育担当手当」を「地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び義務教育等教員特別手当」に、「、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当及び学力検査手当」を「及び特殊勤務手当」に改め、同条第3項中「「一般職の給与条例」を「「一般職給与条例」に、「第10条まで、第13条、第15条」を「第8条まで」に、「、第26条及び第27条第1項」を「及び第26条」に改め、同項ただし書を削り、同条の次に次の2条を加える。

(給料の調整額)

第6条の2 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び宿日直手当)

第6条の3 この条例に定めるもののほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び宿日直手当については、一般職給与条例別表第2の行政職員給料表の適用を受ける者（以下「行政職員給料表適用者」という。）の例による。

第7条第1項中「第17条本文」を「第17条」に、「一般職の給与条例」を「一般職給与条例」に、「一般職の職員」を「行政職員給料表適用者」に改め、同条第4項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「100分の15」を「100分の20」に改める。

第8条第2項中「委員会が支給する」を「支給する」に改め、「、その者に所属する」を削り、同項第1号及び同条第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条第3項第1号中「6,000円」を「12,000円」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特殊勤務手当の種類）

第11条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、多学年学級担当手当及び学力検査手当とする。

第12条第1項中「教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級」を「1級、2級又は特2級」に改める。

第12条の2を削り、第13条及び第14条を次のように改める。

（教育業務連絡指導手当）

第13条 教育業務連絡指導手当は、市立小学校、市立中学校、市立高等学校又は市立特別支援学校の主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、教育委員会規則で定める教務主任その他の主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

2 教育業務連絡指導手当の額は、前項の業務に従事した日1日につき200円とする。

（多学年学級担当手当）

第14条 多学年学級担当手当は、2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学

級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であつて、人事委員会の定めるものが、当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

2 多学年学級担当手当の額は、前項の授業又は指導に従事した日1日につき、次の各号に掲げる授業又は指導の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 290円

第15条を削り、第16条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(義務教育等教員特別手当)

第16条 第2条第2号及び第3号に掲げる者には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項に規定する者以外の職員には、同項に規定する者との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

3 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第17条を次のように改める。

(休職者の給与)

第17条 教育公務員特例法その他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、休職者の給与については、行政職員給料表適用者の例による。

附則第9項中「第17条本文」を「第17条」に、「一般職の例」を「行政職員給料表適用者の例」に、「一般職の給与条例」を「一般職給与条例」に改める。

附則別表中「一般職の給与条例」を「一般職給与条例」に改める。

別表第1の1の表中「教育職給料表(1)」を「教育職員給料表(1)」に改め、同表1級の項及び2級の項中「市立高等学校」の次に「及び市立特別支援学校」を加え、同項の次に次のように加える。

特 2 級	市立特別支援学校の主幹教諭の職務
-------	------------------

別表第 1 の 1 の表 3 級の項及び 4 級の項中「市立高等学校」の次に「、市立特別支援学校」を加え、別表第 1 の 2 の表中「教育職給料表(2)」を「教育職員給料表(2)」に改め、同表 1 級の項中「市立中学校の」の次に「助教諭、養護助教諭及び」を加え、同表 2 級の項中「職務」の次に「並びに市立小学校及び市立中学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務」を加え、同項の次に次のように加える。

特 2 級	市立小学校及び市立中学校の主幹教諭の職務
-------	----------------------

別表第 1 の 2 の表 3 級の項中「職務」の次に「並びに市立小学校及び市立中学校の教頭の職務」を加え、同表に次のように加える。

4 級	市立小学校及び市立中学校の校長の職務
-----	--------------------

別表第 2 中「教育職給料表(1)」を「教育職員給料表(1)」に、

2 級		2 級	特 2 級
給料月額		給料月額	給料月額
円		円	円
197,900	を	197,900	258,200
199,600		199,600	260,700
201,200		201,200	263,000
202,900		202,900	265,400
204,700		204,700	268,000
206,400		206,400	270,400
208,100		208,100	272,600
209,700		209,700	274,800
211,500		211,500	277,200
213,400		213,400	279,500
215,300		215,300	281,900
217,200		217,200	284,200
218,900		218,900	286,600
220,900		220,900	288,700
222,900		222,900	290,700
224,900		224,900	292,700
226,800		226,800	294,900
229,500		229,500	297,500
232,200		232,200	300,000

に改め、

234, 900	234, 900	302, 700
237, 500	237, 500	305, 200
240, 300	240, 300	307, 800
242, 900	242, 900	310, 200
245, 600	245, 600	312, 900
248, 100	248, 100	315, 500
250, 600	250, 600	317, 800
253, 100	253, 100	320, 200
255, 500	255, 500	322, 500
258, 200	258, 200	324, 800
260, 600	260, 600	326, 800
262, 800	262, 800	329, 000
265, 000	265, 000	331, 200
267, 200	267, 200	333, 300
269, 400	269, 400	335, 500
271, 600	271, 600	337, 700
273, 700	273, 700	339, 800
276, 000	276, 000	342, 000
278, 000	278, 000	344, 100
280, 000	280, 000	346, 300
282, 000	282, 000	348, 400
283, 900	283, 900	350, 500
286, 400	286, 400	352, 600
288, 700	288, 700	354, 600
291, 200	291, 200	356, 700
293, 400	293, 400	358, 700
295, 900	295, 900	360, 700
298, 300	298, 300	362, 700
301, 000	301, 000	364, 700
303, 400	303, 400	366, 500
305, 800	305, 800	368, 300
308, 300	308, 300	370, 200
310, 700	310, 700	372, 200
313, 100	313, 100	374, 100
315, 300	315, 300	375, 900
317, 400	317, 400	377, 700
319, 600	319, 600	379, 400
321, 900	321, 900	380, 900
324, 000	324, 000	382, 500
326, 200	326, 200	384, 200
328, 200	328, 200	385, 900
330, 400	330, 400	387, 100

332, 500	332, 500	388, 500
334, 700	334, 700	389, 900
336, 900	336, 900	391, 200
338, 800	338, 800	392, 600
341, 000	341, 000	393, 800
343, 100	343, 100	395, 200
345, 300	345, 300	396, 600
347, 300	347, 300	397, 900
349, 200	349, 200	399, 200
351, 300	351, 300	400, 600
353, 300	353, 300	401, 900
355, 100	355, 100	403, 200
357, 000	357, 000	404, 600
358, 800	358, 800	406, 000
360, 700	360, 700	407, 300
362, 600	362, 600	408, 500
364, 300	364, 300	409, 700
366, 000	366, 000	411, 000
367, 600	367, 600	412, 400
369, 100	369, 100	413, 700
370, 600	370, 600	414, 900
372, 100	372, 100	415, 900
373, 500	373, 500	417, 100
374, 600	374, 600	418, 300
376, 000	376, 000	419, 500
377, 400	377, 400	420, 700
378, 700	378, 700	421, 700
380, 000	380, 000	422, 800
381, 300	381, 300	423, 800
382, 500	382, 500	424, 800
383, 800	383, 800	425, 800
385, 100	385, 100	426, 700
386, 200	386, 200	427, 500
387, 500	387, 500	428, 300
388, 700	388, 700	429, 100
390, 100	390, 100	429, 900
391, 100	391, 100	430, 300
392, 200	392, 200	430, 700
393, 200	393, 200	431, 100
394, 100	394, 100	431, 500
395, 100	395, 100	431, 800
396, 200	396, 200	432, 100

397,300	397,300	432,400
398,000	398,000	432,700
398,900	398,900	433,000
399,800	399,800	433,300
400,700	400,700	433,500
401,500	401,500	433,700
402,400	402,400	434,000
403,200	403,200	434,300
404,000	404,000	434,500
404,600	404,600	434,700
405,300	405,300	435,000
406,000	406,000	435,300
406,700	406,700	435,500
407,300	407,300	435,700
407,800	407,800	
408,200	408,200	
408,600	408,600	
409,000	409,000	
409,300	409,300	
409,600	409,600	
409,800	409,800	
410,000	410,000	
410,300	410,300	
410,600	410,600	
410,800	410,800	
411,000	411,000	
411,300	411,300	
411,600	411,600	
411,800	411,800	
412,000	412,000	
412,300	412,300	
412,600	412,600	
412,800	412,800	
413,000	413,000	
413,300	413,300	
413,600	413,600	
413,800	413,800	
414,000	414,000	
414,300	414,300	
414,600	414,600	
414,800	414,800	

415,000
273,100

」

415,000	
273,100	301,800

」

同表備考第1項を次のように改める。

1 この表は、第2条第4号から第6号までに掲げる者に適用する。

別表第3中「教育職給料表(2)」を「教育職員給料表(2)」に、

「

「

3 級
給料月額
円
287,300
289,900
292,800
295,400
297,900
300,300
302,700
305,100
307,600
310,300
313,000
315,900
318,500
320,500
322,600
324,900
327,200
329,400

を

特2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
258,200	287,300	405,500
260,700	289,900	407,000
263,000	292,800	408,500
265,400	295,400	410,000
268,000	297,900	411,400
270,400	300,300	412,800
272,600	302,700	414,300
274,800	305,100	415,900
277,200	307,600	417,300
279,500	310,300	418,700
281,900	313,000	420,100
284,200	315,900	421,400
286,600	318,500	422,700
288,700	320,500	424,100
290,700	322,600	425,500
292,700	324,900	426,900
294,900	327,200	428,100
297,500	329,400	429,400

331, 700	300, 000	331, 700	430, 600
333, 900	302, 700	333, 900	431, 900
336, 200	305, 200	336, 200	433, 000
338, 400	307, 800	338, 400	434, 200
340, 700	310, 200	340, 700	435, 500
343, 000	312, 900	343, 000	436, 800
345, 000	315, 500	345, 000	438, 100
346, 800	317, 800	346, 800	439, 300
348, 700	320, 200	348, 700	440, 300
350, 600	322, 500	350, 600	441, 400
352, 500	324, 800	352, 500	442, 600
354, 300	326, 800	354, 300	443, 400
356, 000	329, 000	356, 000	444, 200
357, 900	331, 200	357, 900	445, 100
359, 600	333, 300	359, 600	446, 000
361, 300	335, 400	361, 300	446, 500
363, 000	337, 500	363, 000	447, 000
364, 800	339, 500	364, 800	447, 500
366, 700	341, 600	366, 700	448, 000
368, 200	343, 500	368, 200	
369, 800	345, 500	369, 800	
371, 400	347, 400	371, 400	
372, 700	349, 300	372, 700	
374, 100	351, 100	374, 100	
375, 500	352, 900	375, 500	
377, 000	354, 600	377, 000	
378, 500	356, 400	378, 500	
380, 100	358, 100	380, 100	
381, 700	359, 700	381, 700	
383, 200	361, 300	383, 200	
384, 600	362, 700	384, 600	
386, 100	364, 200	386, 100	
387, 600	365, 800	387, 600	
389, 000	367, 400	389, 000	
390, 200	368, 900	390, 200	
391, 500	370, 400	391, 500	
392, 600	371, 900	392, 600	
393, 700	373, 400	393, 700	
395, 100	374, 900	395, 100	
396, 300	376, 300	396, 300	
397, 500	377, 700	397, 500	
398, 800	379, 000	398, 800	

400, 000	379, 900	400, 000
401, 000	381, 100	401, 000
402, 400	382, 300	402, 400
403, 700	383, 400	403, 700
404, 900	384, 300	404, 900
406, 000	385, 500	406, 000
407, 200	386, 500	407, 200
408, 300	387, 600	408, 300
409, 300	388, 800	409, 300
410, 500	389, 800	410, 500
411, 700	390, 900	411, 700
412, 900	392, 100	412, 900
413, 500	393, 100	413, 500
414, 300	394, 200	414, 300
415, 000	395, 300	415, 000
415, 500	396, 400	415, 500
415, 800	397, 300	415, 800
416, 200	398, 200	416, 200
416, 600	399, 200	416, 600
417, 000	400, 200	417, 000
417, 300	401, 000	417, 300
417, 700	401, 800	417, 700
418, 100	402, 500	418, 100
418, 400	403, 300	418, 400
418, 700	404, 000	418, 700
419, 100	404, 800	419, 100
419, 500	405, 500	419, 500
419, 800	406, 200	419, 800
420, 100	406, 800	420, 100
420, 400	407, 500	420, 400
420, 700	408, 000	420, 700
420, 900	408, 700	420, 900
421, 100	409, 100	421, 100
	409, 500	
	409, 800	
	410, 100	
	410, 400	
	410, 700	
	411, 000	
	411, 200	
	411, 400	

			411,700		
			412,000		
			412,200		
			412,400		
			412,700		
			413,000		
			413,200		
			413,400		
			413,700		
			414,000		
			414,200		
			414,400		
			414,700		
			415,000		
			415,200		
			415,400		

323, 200	296, 900	323, 200	404, 000

に改め、同表備考第 1 項を次のように改める。

- 1 この表は、第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和 3 5 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「(都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条及び第 2 条に規定する者を含む。)」を削る。

(熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 3 熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 4 6 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例

第1条中「市立高等学校、市立幼稚園、市立小学校及び市立中学校」を「市立学校」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号。以下「教育職給与条例」という。）第2条第1号から第5号までに掲げる者のうち、校長、園長及び教頭以外の者をいう。
第3条第1項を次のように改める。

教育職員には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

第4条中「前条第1項の教職調整額の支給を受ける者」を「教育職員」に、「同項」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「給与条例」を「教育職給与条例第6条の3（地域手当に関する部分に限る。）」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第2項各号を次のように改める。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要な業務

第6条を次のように改める。

(準用規定)

第6条 前3条の規定は、教育職給与条例第2条第6号に掲げる者のうち、校長及び教頭以外の者について準用する。

附則第2項中「給与条例」を「教育職給与条例」に改め、「第3条第1項」の次に「(第6条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63

年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「又は同法第29条各号」を「若しくは同法第29条第1項各号」に、「その他の」を「又は」に、「又は条例」を「若しくは条例」に改める。

第5条中「熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例」を「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」に、「第17条本文」を「第17条」に、「一般職の職員の例による」を「行政職員給料表適用者の例によること」に改める。

第6条第2項中「退職手当条例」を「一般の派遣職員に関する退職手当条例」に、「同条例」を「退職手当条例」に改める。

(熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「平成19年条例第8号」の次に「。以下「任期付職員条例」という。」を加える。

第7条第1項中「一般職の給与条例」を「一般職給与条例」に、「熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例」を「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」に、「教育職員の給与条例」を「教育職給与条例」に改め、同条第2項中「一般職の給与条例」を「一般職給与条例」に、「教育職員の給与条例」を「教育職給与条例」に改める。

第9条第1項中「同条例」を「退職手当条例」に改める。

第15条の見出し及び同条中「一般職の給与条例」を「一般職給与条例」に改め、同条の表第21条第1項の項の次に次のように加える。

第21条第4項	第2項	熊本市職員の育児休業等に関する条例 （平成4年条例第3号。以下「育児休業 条例」という。）第15条
第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業 条例第15条の規定により読み替えら れた同項ただし書に規定する7時間 45分に達するまでの間の勤務に係る 時間である場合にあっては、第26条に 規定する勤務1時間当たりの給与額に

		100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない
--	--	--

第16条の見出し及び同条中「教育職員の給与条例」を「教育職給与条例」に改め、同条の表第6条第3項の項中欄中「第15条、第19条、第20条、第25条、第26条及び第27条第1項」を「、第25条及び第26条」に改め、同項右欄中「第19条、第20条、第25条及び第27条第1項」を「及び第25条」に、「一般職の給与条例第15条及び」を「一般職給与条例」に改め、同表第7条第6項の項右欄中「(以下「育児短時間勤務職員」という。)」を削り、同表第15条第4項の項を削る。

第17条の見出し中「一般職任期付職員条例」を「任期付職員条例」に改め、同条中「熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「同条例」を「任期付職員条例」に改め、同条の表第7条第2項の項右欄中「第2条第2号」を「第2条第2項」に改める。

第25条中「一般職の給与条例」を「一般職給与条例」に、「支給する（教育職員の給与条例）」を「給与を支給する（教育職給与条例）」に改める。

（公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 6 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例」を「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」に、「第17条本文」を「第17条」に、「一般職の職員の例による」を「行政職員給料表適用者の例によること」に改める。

（熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 7 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の見出し及び同条第 1 項中「熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例」を「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」に改め、同項中「教育職条例」を「教育職給与条例」に改め、「第 5 条」の次に「、第 6 条の 2、第 6 条の 3（扶養手当及び住居手当に関する部分に限る。）」を加え、「第 10 条及び第 13 条」を「第 9 条及び第 16 条」に改め、同条第 2 項中「教育職条例第 3 条」を「教育職給与条例第 3 条」に改め、「及び第 3 項」を削り、「、第 11 条並びに第 12 条」を「並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項」に、「教育職条例第 6 条第 3 項中「第 5 条の 2 から第 10 条まで、第 13 条」とあるのは「第 5 条の 2 から第 8 条まで」と、教育職条例」を「教育職給与条例」に、「教育職条例第 11 条第 1 項」を「教育職給与条例第 10 条第 1 項」に、「教育職条例第 11 条第 2 項」を「教育職給与条例第 10 条第 2 項」に改め、「、教育職条例第 12 条第 1 項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例別表の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と」を削る。

（熊本市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 8 熊本市職員の修学部分休業に関する条例（平成 19 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 19 条」の次に「（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）」を加え、「地域手当、」を「地域手当の月額並びに」に改める。

（熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

- 9 熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 19 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 19 条」の次に「（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）」を加え、「地域手当、」を「地域手当の月額並びに」に改める。

（熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 10 熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「の熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例」を「の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」に、「第 10 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附則第 6 項中「熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を「熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」に、「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「第 3 条第 1 項」の次に「(特別措置条例第 6 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「特別措置条例第 3 条第 1 項」に改める。

附則第 7 項中「第 4 条」の次に「(特別措置条例第 6 条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第 3 号」を「特別措置条例第 4 条第 2 号」に改める。

(提出理由)

市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の一部改正により県費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、新たに条例の対象となる職員の給与に関し必要な規定の整備をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。